

## 自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）（以下「要綱」という。）に基づき、福島県が発付する自動車税種別割納税通知書用封筒の裏面に掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 広告掲載は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、福島県（以下「県」という。）の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

### (広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する事業者の広告は、自動車税種別割納税通知書用封筒には掲載しない。

- (1) 県税に滞納がある者
- (2) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者、又は指名停止に該当する行為を行った者

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、自動車税種別割納税通知書用封筒には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張にあたるもの
- (6) 当該広告の内容について県が推奨しているかのように、県民の誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 個人の売名を図るもの
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (10) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると県が認めるもの

3 前2項に定めるもののほか、自動車税種別割納税通知書の封筒に掲載できる広告に関する基準は、福島県広告掲載基準（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）の定めるところによる。

### (広告の申込み)

第4条 広告掲載の希望者は、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載申込書（第1号様式）を知事に提出するものとする。

### (広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 広告掲載料の最低価格は、50万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）で県が別に定め、募集の際に提示するものとする。
- (2) 広告デザイン等の広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

#### (広告主の選定)

第6条 知事は、広告掲載の希望者及び広告内容が、自動車税種別割納税通知書の封筒に掲載するものとして適当であると認められるもののうち、広告申込価格が最も高いものを広告主として選定する。

- 2 最高価格の広告掲載希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- 3 知事は、広告主を決定したときは、その結果を当該広告掲載希望者に通知するものとする。

#### (広告原稿の提出等)

第7条 広告主は、掲載しようとする広告について、別に定める日までに、知事に広告の原稿を提出しなければならない。

- 2 広告には、次の事項について明確に表示しなければならない。
  - (1) 広告主の名称及び連絡先
  - (2) 広告の上部に縦1.0 cm×横2.0 cm以上の大きさに「廣 告」と表示

#### (広告内容の承認)

第8条 広告主は、掲載しようとする自動車税種別割納税通知書用封筒広告について、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、広告内容を承認したときは、その結果を広告主に通知するものとする。

#### (広告審査会)

第9条 自動車税種別割納税通知書用封筒への広告掲載を適正に執行するため、自動車税種別割納税通知書用封筒広告審査会（以下「広告審査会」という。）を設けることとし、その事務局を税務課に置く。

- 2 広告審査会の委員長は総務部政策監を、委員は税務課長、税務システム課長をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、税務課長がその職務を代理する。
- 4 広告審査会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 広告審査会は、過半数の出席により成立する。
- 6 広告審査会の議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 7 広告審査会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (広告主の責務)

第10条 広告主は、掲載する広告の内容等がこの要領及び別に定める広告掲載基準に違反することのないよう注意する義務を負い、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負う。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保障するものとする。
- 3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

#### (その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、自動車税種別割納税通知書用封筒広告に関し必要な事項は、別に定める。

**(附 則)**

この要領は、平成20年11月6日から施行し、平成21年度分の広告から適用する。

**(附 則)**

この要領は、平成24年11月19日から施行し、平成25年度分の広告から適用する。

**(附 則)**

この要領は、令和元年11月7日から施行し、令和2年度分の広告から適用する。

**(附 則)**

この要領は、令和3年10月27日から施行し、令和4年度分の広告から適用する。